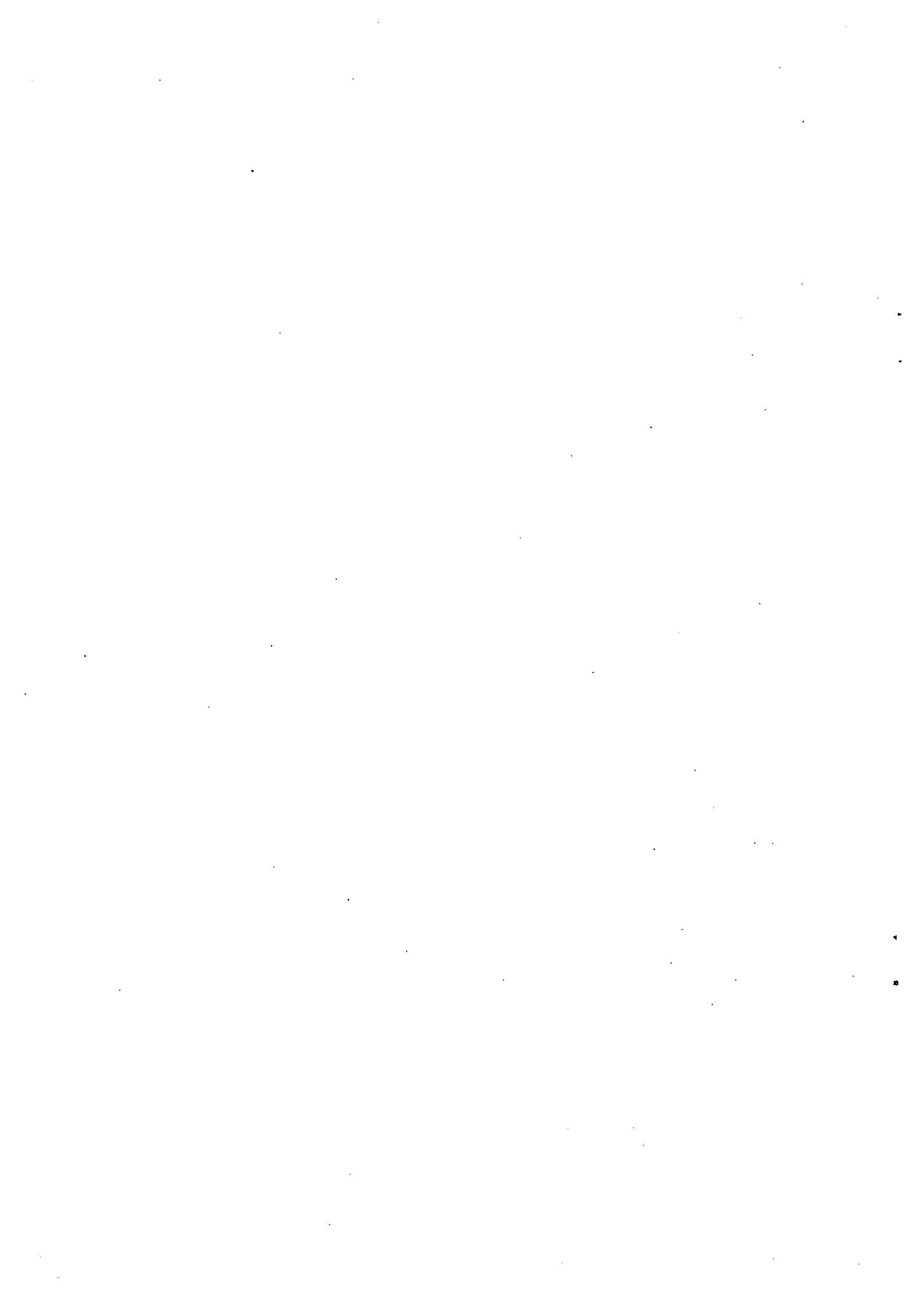


平成28年9月定例県議会の概要



目 次

1 平成28年9月定例県議会提出補正予算・予算外議案の概要 (教育委員会に関わるもののみ)

議第77号 平成28年度奈良県一般会計補正予算案(第1号)	6
報第26号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分報告について . . .	7

2 文教くらし委員会(事前委員会)の質問概要(H27.9.14)

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
9月14日	佐藤委員 (なら維新の会)	再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金事業)について	学校支援課長	10
		運動部活動における熱中症対策について	教 育 長 保健体育課長	11
		いじめ問題への取組について	生徒指導支援室長	13
	阪口委員 (創生奈良)	今後の熱中症対策の取組について	保健体育課長	14
		学校教育における運動部活動のあり方について	保健体育課長	14
		組体操の事故防止について	保健体育課長	15
		学校徴収金の基本的な考え方について	学 校 教 育 課 長 生徒指導支援室長	16
	岡 委員 (公明党)	「文化財活用推進事業」の具体的な内容等について	文化財保存課長	17
	新谷委員 (自由民主党)	西方寺の仏像について	文化財保存課長	18

3 平成28年9月定例県議会代表・一般質問 (H28. 9. 23~9. 28) の概要

月 日	代表・一般 の 別	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	答 弁 者	頁
9月23日	代表質問	中村議員 (自民党奈良)	学習指導要領の改訂に向けた取組 について	教 育 長	20
9月26日	代表質問	太田議員 (日本共産党)	特別支援学校の充実について	教 育 長	21
			通級指導教室の充実について	教 育 長	23
			公立学校へのエアコン設置につい て	教 育 長	24
		田尻議員 (民進党)	世界的に活躍された奈良県ゆかり のスポーツ選手の指導による学校 教育の充実について	教 育 長	26
9月27日	代表質問	大国議員 (公明党)	県立学校の老朽化への対応につい て	教 育 長	27
9月28日	一般質問	和田議員 (創生奈良)	主権者教育について	教 育 長	29

4 予算審査特別委員会の質問概要

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
10月3日 (部局審査)	田中副委員長 (自由民主党)	ニホンカモシカによる獣害について	文化財保存課長	32
		チーム学校教育の推進について	教 育 長	32
	池田委員 (自由民主党)	キャリア教育について	学 校 教 育 課 長	33
		学校における自殺予防教育について	生徒指導支援室長	33
	山村委員 (日本共産党)	奈良少年刑務所の保存と活用について	文化財保存課長	34
		奈良公園について	文化財保存課長	35
	清水委員 (日本維新の 会)	十津川高校併設寮の空調設置について	学 校 支 援 課 長 教 育 長	36
	藤野委員 (民進党)	県立高校の空調について	学 校 支 援 課 長	37
		教育委員会事務局内の組織編成につい て	教 育 次 長 教 育 長	38
	10月4日 (総括審査)	藤野委員 (民進党)	教育委員会事務局内の組織編成につい て	知 事

5 決算審査特別委員会の質問概要

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
10月14日 (部局審査)	亀田委員 (自由民主党)	小・中学校の校外学習について	学校教育課長 教 育 長	4 2
		和服に関する指導について	学校教育課長	4 2
		全国中学校総合体育大会について	保健体育課長	4 3
	宮本委員 (日本共産党)	教員の勤務実態とストレスチェックの 実施状況について	教 職 員 課 長 教 育 長	4 4
	今井委員 (日本共産党)	学校給食について	保健体育課長	4 5
		不登校児童生徒の現状と取組について	生徒指導支援室長 教 育 長	4 6
		世界遺産の保護及び世界遺産上空での 航空機の飛行について	文化財保存課長	4 7
	梶川委員 (創生奈良)	不登校児童生徒の対応について	教育研究所副所長	4 8
	川田委員 (日本維新の 会)	県費負担講師と市町村費負担講師の割 合について	教 職 員 課 長	4 8
		小中学校における教職員の駐車場確保 について	教 職 員 課 長	4 9
		特別支援学級に関わる加配について	教 職 員 課 長 教 育 長	4 9
		使用料及び賃借料の内容について	教 育 次 長	5 0
		高校授業料無償化に関するPTAから の要望状況について	学校支援課長 教 育 次 長	5 0
		I C T整備について	学校教育課長 教 育 長	5 1
		運動部活動における外部指導者の派遣 について	保健体育課長	5 1
		県立高等学校の制服等の契約方法につ いて	政策推進室長補佐 教 育 長	5 2
		小学校の電子黒板の設置について	教 育 長	5 2
		サマータイムについて	教 育 長	5 2

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
10月14日 (部局審査)	猪奥委員 (民進党)	県立高等学校の制服等の価格見直しについて	政策推進室長補佐 教 育 長	5 3
		県立工業高校における備品整理について	学 校 教 育 課 長	5 4
		電力調達の入札について	学 校 支 援 課 長	5 4
10月17日 (総括審査)	猪奥委員 (民進党)	県立高等学校の制服等の価格見直しについて	知 事	5 5

6	文教くらし委員長報告	5 6
7	予算審査特別委員長報告	5 7

平成28年9月定例県議会

提出議案の概要

1 平成28年度奈良県一般会計補正予算案（第1号） 2,272,036千円

【事業概要】

7 文化の振興

事業名	事業内容	金額	担当部局 ・課室名
文化財活用推進事業 県実施	（仮称）奈良県国際芸術家村で活用する文化財情報の収集及び教育素材の作成 未指定文化財である仏像にかかるデータ収集及びカルテの作成 復元模型や復元CG作成に向けた仏像の3Dデータ計測を実施 重要遺構の復元CGの作成 深刻な後継者不足にある伝統技術等を記録した学習用教材及び展示用映像の作成 負担区分 国1/2・県1/2	千円 16,550	教育委員会 文化財保存課

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

次の事件につき、緊急に処理を要したため地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めらる。

平成28年9月16日報告

奈良県知事 荒井正吾

損害賠償請求事件について

損害賠償請求事件について

損害賠償請求事件について

奈良地方裁判所平成26年（ワ）第82号損害賠償請求事件については、相手方が判決内容を不服として控訴したことに伴い、附帯控訴する。

平成28年8月9日専決

奈良県知事 荒井正吾

訴訟の相手方 大阪府藤井寺市小山1丁目15番3-303号 大向優貴

訴訟の要旨 県立畷傍高等学校プールにおける飛び込み事故にかかる損害賠償請求控訴事件に対する附帯控訴

提訴先 大阪高等裁判所

(平成28年9月14日(水)第1委員会室)

平成28年9月

文教くらし委員会の概要

教育委員会

項目	再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金事業）について
質問者	佐藤委員：なら維新の会

馬見丘陵公園のソーラー街路灯設置の予算が、公園緑地課から出ている。グリーンニューディール基金をもって、県負担はゼロで国が全て負担していただけるということで予算が組まれているが、気になるところは、市町村に対する投げかけはエネルギー政策課がしたということだが、県所有の施設に関してほとんど報告があがっていないという結果が出ており、エネルギー政策推進特別委員会の席で学校施設や広域防災拠点となっている施設、もしくは県所有の施設で避難所になっている施設に関して、部署間の連絡は取っていたのかと質問したところ、向こう（エネルギー政策課）は投げかけはしたという回答であるが、実際、あがってきているのが0件、特に学校関係も0件であるし、公園緑地課以外の所は0件になっていたので、どういふふうに捉えているのか、また、申請を出さなかった理由は何なのか教えていただきたい。

【回答】

グリーンニューディール基金事業については、教育委員会に対しても本年も要望調査があった。

県立学校における避難所の設置状況であるが、本年8月1日時点で高校33校のうち31校、特別支援学校10校のうち9校が市町村の指定を受けているという状況である。体育館を中心にグラウンドが指定されている。

学校施設の整備にあたっては、まずは学校が本来果たすべき役割を果たしていくために、教育施設としての整備を第一と考えこれまで取り組みを進めてきたところ。今回、避難所としての整備ということであるが、避難所の運営主体が市町村ということもあり、その整備に係る要望については、今回は見送ったところ。

ただ、避難所として学校施設が果たす役割は大きいものがあるので、防災部局と連携、協力をし、学校施設の防災機能の強化について取り組んでいきたいと考えている。

（香河学校支援課長）

私はエネルギー政策委員会（エネルギー政策推進特別委員会）にも所属しているので、そちらのほうで活用していきたい。

【意見】

項 目	運動部活動における熱中症対策について
質問者	佐藤委員：なら維新の会

8月16日生駒市立大瀬中学校で中1の男子生徒が運動部活動中に熱中症で倒れ、救急車が8分で到着、生駒市立徳州会病院に搬送後、様態が悪化し近畿大学付属病院に転院後、翌日に死亡しているという事象である。この件に関して、県会議員として非常に残念な思いである。前回の本委員会で熱中症対策について触れており、答弁として注意喚起の通知を5月に1通、7月に2通、また、4月に各県立学校の教頭、各市町村の教育委員会の担当者を集めて実施した健康教育担当者連絡協議会で注意喚起をしているとあったが、この件に関して、教育長の所見を伺いたい。

【回答】

子どもたちが運動部活動に取り組む動機は、スポーツが好き、心や体を鍛えるため、仲間作りのため、など様々であり、高学年になるほど「大会で良い成績を収めたい」そんな思いを強く持つことがある。ただ、指導者が「勝つこと以外は価値がない」という誤った考えをもち、そのために個々の子どもに対して配慮に欠けた厳しい全体練習を課すということは問題がある。

中高での運動部活動は、子どもの人生において財産となるように指導を心がけるべきである。不適切な指導によって子どもが命を落とすということは、絶対にあってはならないことである。

再三にわたり県から通知してきたが、学校現場において、どのような指導が行われているか、調査すべきと考える。

これは、設置者である生駒市だけの問題ではなく、県全体の問題であると認識している。今後過去10年間の熱中症を含むスポーツによる中高校生の重大事故がどのように起こったのか、しっかり検証しながら、このような事故が二度と起きないように再発防止に取り組んで参りたい。

(吉田教育長)

市教委の管轄であるが、県全体の問題として捉えていただけてほしい。

【要望】

今回30分以上走っての事故であるが、文部科学省の指針に30分に1回給水すべきとある。子どもの発達段階に応じて給水すべきで、一律30分に1回の給水で良いという誤った認識はないか。

【回答】

日本スポーツ振興センター、日本体育協会から出されているものには、高温下で激しいスポーツをする際には、15分から30分に1回程度の給水が望ましいとされている。これについては、委員お述べのとおり、絶対的な基準ではなく、その日の気温・湿度・練習内容・子どもたちの様子を指導者がしっかりと把握し、それを元にして、指導者が適切に給水のタイミングを判断するものと考えている。

(吉田保健体育課長)

我々の年代のものは、うがいは良いが給水してはいけないとか、先輩より先に休んではいけないといった誤った概念で、間違った指導の中で育ってきていると思う。そんな中で、小学校では上級生が下級生を守っていると思うが、中学では先輩後輩の関係ができ、高校ではより強い先輩後輩の関係ができる。子どもたちの概念が我々の年代の概念を受け継いでいる可能性がある。「先輩ががんばっているのに後輩である僕が休めない、だからがんばりすぎてしまう。」こういったところはどうフォローしているのか。

【回答】

我々が生徒あるいは学生の時には、根性論が言われていた時代であったように思う。現在、学校現場でどれだけ科学的な根拠に基づいた指導が行われているのかは、調査の結果を待たなければならないが、県教委としては、大阪市立高等学校における体罰事象等も受けて、運動部活動の適切な指導のあり方について、研修会等を実施してきている。具体的には、例年、部活動指導者・外部指導者等を県立教育研究所に集め、本年度は、熱中症の予防対策のあり方について、かなり深い内容まで研修した。また、根性論ではなく科学的根拠に基づいたトレーニング、個々人の発達発育に基づいたトレーニングを指導するよう研修した

ところである。

(吉田保健体育課長)

WBGTという目安について、講習等で生かしているか。

【回答】

日本体育協会が示しているWBGTについてだが、本課で毎年作成している学校体育必携では、学習指導要領に基づいた教科指導や過去の通知文を掲載するとともに熱中症の対応マニュアルを掲載している。今年は5月11日に県立教育研究所で県内各校種の私立も含めて全学校の体育主任を対象とした学校体育担当者会議を開催し、その中で学校体育必携を配布するとともに、各担当指導主事よりWBGTも含めて説明したところ。

(吉田保健体育課長)

WBGTの相関表に基づいて、盆地の気候特性を考えたとき、奈良県は特に北部は熱中症の危険地域と考えるが、教育長の考えを伺いたい。

【回答】

奈良県が盆地でありその気候特性を踏まえた指導が必要であるということについて、現場の感覚が薄い、あるいは、ない可能性もある。

科学的な知識をしっかりと、部活動の指導者に伝えていく作業が大切である。例えば、熱中症になって体温が40度を超え、30分以上経つと脳や内臓の機能不全が起こるという知識を持たずに、私自身も指導にあたっていた。熱中症にならない対応が必要であるが、なったときに検温することも必要となる。委員お述べの内容についても教職員に伝えて参りたい。

(吉田教育長)

奈良県の湿度の高い気候も踏まえて指導してほしい。

【要望】

項目	いじめ問題への取組について
質問者	佐藤委員：なら維新の会

いじめ問題への取組と現状の課題について伺いたい。

【回答】

平成27年度の文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における本県結果を文部科学省に提出したところ。いじめについてはできる限り多く見つけ出すとともに、解消率を高めることが重要と考え、研修等を通して取組の徹底を図っていることから、平成27年度の認知件数は増加すると考える。

積極的認知の観点から見ると、問題となるのは、いじめの認知件数が0件という学校があることであり、再調査を実施し確認を行ったところである。

(春田生徒指導支援室長)

いじめや不登校に悩む児童を支援する、大学生ボランティア派遣事業の状況はどうか。

【回答】

多様な不安や悩みを抱える児童生徒に対して個別の状況に応じた支援を強化するため、本年度よりスクールカウンセラーや教員を志す大学生をボランティアとして小学校に派遣している。本年度は30校に60人の派遣予定であり、現在は18校に19人を週2日1日4時間派遣している。

小学校の児童は話しやすい相手に相談を行うため、児童の遊び相手、話し相手となったり、別室での学習や活動の補助を行ったり、教室に入りづらい児童とともに教室へ入り込む等、教員とは異なる視点で児童と接し、いじめも含めた様々な相談にのっている。

(春田生徒指導支援室長)

現在は小学校へ派遣とのことであるが、今後の中学校や高等学校等の展開の見通しについて伺いたい。

【回答】

本年度の小学校での派遣状況を確認しながら、中学校・高等学校への派遣についても考えて行きたい。

(春田生徒指導支援室長)

昨年度、高等学校でも重大事態が発生していることから、高等学校等へも派遣を願う。また、現在の小学校への派遣について、OJTや学校の受け入れ体制について伺いたい。

派遣校により状況が異なることから、派遣希望校を指導主事が訪れ、実態や対応内容の把握を行い、事前研修を行った後に派遣している。また、大学生ボランティアから相談があった等の場合は、早急に支援する体制づくりをしている。

(春田生徒指導支援室長)

今後も継続して取組を実施していただきたい。

【要望】

項目	今後の熱中症対策の取組について
質問者	阪口委員：創生奈良

今後の熱中症対策の取組について、県教育委員会の考え方を教えてほしい。
また、光化学スモッグが発生した際には学校間での連絡網が存在するが、高温注意情報が出た際には連絡網は存在するのか、教えてほしい。

【回答】

今般の生駒市立大瀬中学校の熱中症による生徒の死亡事案については、県教育委員会としても非常に重く受け止めている。

現在、生駒市教委からは、聞き取り調査等の基本調査を終え、これから詳細調査に入っていくという報告を受けている。

県教育委員会としては、これまで様々な通知文や研修会を通じて、熱中症の予防について注意喚起を行ってきたが、それがどれだけ現場の教職員に浸透しているのかを知るため、現在、調査を行い、その実態把握に努めているところ。

調査内容としては、熱中症に係る職員研修の実施の有無及び内容、学校に備えている設備、温度計等の器具、児童生徒等への指導内容としている。

また、熱中症だけでなく、過去10年間に県内の学校管理下で発生した体育・スポーツ活動中の重大事故、具体的には、独立行政法人日本スポーツ振興センターの障害見舞金が給付された事案について、その状況を把握する調査を市町村教育委員会に対して実施している。

今後は、これらの調査結果を集約するとともに、スポーツドクター、有識者等からなる委員会を立ち上げ、体育・スポーツ活動中の事故防止に向けて、万全の取組を進めていく予定。

現在、高温注意情報についての連絡網は存在していない。

気象状況については、光化学スモッグやPM2.5発生等についての情報を環境政策課から受け、各市町村教委及び県立学校にファクシミリで連絡するシステムはあるが、高温注意情報についてはないため、今後、検討していきたい。

(吉田保健体育課長)

項目	学校教育における運動部活動のあり方について
質問者	阪口委員：創生奈良

部活動について、教員の負担と行き過ぎた部活動による生徒の心体への影響という問題がある。そこで、部活動の位置づけについて伺いたい。県としての指針等があればお聞かせ願いたい。

【回答】

中学校及び高等学校の学習指導要領総則において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資する」と、学校教育の一環としての位置づけが明確化されている。これを受け、県教委では、学習指導要領の総則に則った指導を各学校に行っている。委員お述べの県としての方針を掲げての指導は実施していないが、部活動指導が、生徒個人にとって、学習指導要領にある目的を達成するべく、各学校において適切に指導が行われるよう様々な機会を通じて指導に努めているところ。今後とも部活動の指導者を集めて実施する研修会において、適切な部活動指導について周知徹底していきたい。

(吉田保健体育課長)

項目	組体操での事故防止について
質問者	阪口委員：創生奈良

9月10日は、運動会・体育大会が多く実施される時期である。組体操について、本県では、3月22日に情報交換会を開催し、4月18日には、組体操についての指針を出されている。組体操は、学習指導要領にそぐわないといった通達であった。これらの対応は適切であり評価している。

しかしながら、高等学校には通達の趣旨が行き届いているように思うが、小中学校では組体操の実施が多く市町村立の学校には、通達の趣旨が十分に伝わっていないのではないかと。

これまで全国的に、組体操の事故が多く、死亡事故も起こっている。通知の趣旨の徹底ができれば、事故も減少し、なくなっていくと思うが、どのように周知徹底しているのか。

【回答】

県教委では、4月18日付けで、各市町村教育委員会教育長及び各県立学校に県教委の考え方を示した通知を発出し、事故防止に係る注意喚起を行った。

5月には、県内各学校の体育担当者を対象とした学校体育担当者会議を開催し、その中で運動会・体育大会における組体操について、4月の通知の内容を周知し、注意喚起を図った。また、6月1日には、市町村教育委員会教育委員長・教育長が集まる会において、同通知文を配布して県教育委員会としての考え方を説明したところである。

なお、平成28年度における組体操の実施状況調査については、学校の運動会・体育大会が終了する時期を待って実施予定であるが、昨年度調査では、小学校の昨年度実施が94.1%で今年度実施予定は44%、中学校の昨年度実施が31.3%で今年度実施予定は14%となっている。

さらに、9月5日付で「体育活動の安全な実施について」を通知し、運動会・体育大会での組体操での事故防止や熱中症に対する注意喚起など、体育活動の安全な実施の徹底を図っているところ。

(吉田保健体育課長)

項 目 学校徴収金の基本的な考え方について

質問者 阪口委員 創生奈良

高等学校において、制服、修学旅行等費用がかさむと思われる。年間どれくらいの経費がかかるのか、また、保護者負担の軽減に向けて、県としてどのような考えをもっているのか伺いたい。

【回答】

高等学校における制服についても、値段が一律ではなく、値段の差があるように聞いている。修学旅行についても、行き先によって額が違う。

(深田学校教育課長)

高校生の修学旅行経費はどのくらいかかるのか伺いたい。

【回答】

県教育委員会では、県立中・高等学校及び特別支援学校が修学旅行を計画・実施する場合、県立学校修学旅行実施基準に基づいて計画、実施するよう通知している。

修学旅行経費については、その全ての学校について消費税別で80,000円以内、海外修学旅行の経費については、別途、県教育委員会と協議することとなっている。平成27年度、県立高等学校（全日制）の経費については、平均で平成26年度より、1,100円下がり、消費税込みで75,405円であった。

修学旅行の実施に当たっては、これまでもその教育的意義や安全の確保、所要経費や旅行業者の選定など様々な観点から綿密に計画するよう指導している。特に家庭の経済的状況が厳しい生徒へも配慮する必要があることから、経費削減についても指導している。

(春田生徒指導支援室長)

公平性を担保した修学旅行の業者選定の実情について伺いたい。

【回答】

業者選定方法については、全日制高等学校は31校中29校が2社から6社で入札を行っている。見積もり合わせは2校で実施しており、安価であれば良いというものではなく、宿舍、食事、交通の安全性や信頼性も含めて選考している。

(春田生徒指導支援室長)

項目	「文化財活用推進事業」の具体的な内容等について
質問者	岡委員：公明党

「文化財活用推進事業」について、もう少し具体的に、どのようなものを今把握されているのか、今後どのようなことが推測されるのかお伺いしたい。
あわせて、今年度この補正予算限りになるのか、引き続き継続して予算を組みながら進めていく事業になるのか、見通しをお伺いしたい。

【回答】

「未指定文化財の仏像」については、県内にはたくさんの国宝、重要文化財仏像があるが、まだ「未指定」のものがかなりあると推測。市町村の方で既に調査をされている場合もあるが、どれくらいあるのか、また「カルテ」というのは、どれくらいの仏像が今後修理をする必要があるのかとという点についての基礎データを明らかにするもの。基本的には、国際芸術家村において、文化財修復センターという構想があるので、例えば仏像の修復がどれくらいできるのかについての基礎データをこれから単年度ではなく、5年間くらいかけて、じっくりと調査したいと考えているもの。

「復元模型」については、文化財の保存、保護の仕方も時代によって変わっていくものであり、最新の画像技術や印刷技術を活用した復元もあるが、どのようようにできるかまだ十分ではない。例えば立体的なものを復元する場合には、そのためのデータが必要となるが、そのような蓄積が無いため、これから5年かけてやっていきたいと考えているところ。

「重要遺構」については、これまでも県内のいろんなところで重要遺構が発見されているが、現在のところ、データとして持っているのは、桜井市の茶臼山古墳、御所市の中西遺跡の「縄文の森」等。そういったところについては、ある程度のデータがあるので、それらを使うことにより、今後コンピュータグラフィックなどで復元することが出来るのではないかと、ということこれから進めていきたいというもの。

「深刻な後継者不足にある伝統技術等の記録」については、今年度は先ほど教育長から説明申し上げた「茅葺き」についての技術を映像化したいと考えている。その他の分野もあるので、今後も継続して国際芸術家村がオープンするまでに、そういった伝統的なものをきちんと調べたうえで、芸術家村において展開できるようにしたいというもので、今だけでなく、これから開村までの間ずっと準備を進めていきたいと考えている。

(尾登文化財保存課長)

一点だけ重ねてお伺いしたいが、今現在、教育委員会として把握している文化遺跡の中で、文化財としての指定をしていきたいと考えているものは、今現在あるのか、ないのか。もしあれば、どのようなものが何カ所くらいあるのか教えてほしい。

【回答】

国の指定等については、文化庁の方で指定していくため、こういった形で指定されるかについては、県の方では分かりかねる部分が当然ある。

県の指定をどうするかについては、毎年、県の文化財保護審議会があり、そこで県指定の候補を審議会に諮問したうえで、県指定を決めるという形でやっている。明日、審議会が開催されるが、9件諮問する予定であり、今後も着実に県指定を増やしていきたいと考えているところ。

(尾登文化財保存課長)

いうまでもなく、奈良県は文化財の宝庫。おそらく、まだ世紀の発見がこれからもあり得る。できるだけ積極的にそういうものを見つけて発掘、保存の体制をしっかりとやってもらいたい。

そして発見される前、もしくは保存される前に壊されることがないように、今後とも引き続き、今回の芸術家村を機会に、文化財の指定も含め、積極的な対応をお願いします。

【要望】

項 目	西方寺の仏像について
質問者	新谷委員：自由民主党

山添村の西方寺に快慶作の阿弥陀如来立像があって、以前、それについて調査をしてもらい、ニューヨーク展に出したら国宝にするという提案があった。
山添村広瀬には今も与力制度があって、そこが仏像の管理をしており、この提案について集落に諮ったところ、守り神を出す必要はないということになった。
今回、未指定仏像にかかるデータ収集及びカルテ作成をされるということで、なるならないは別として、西方寺の阿弥陀如来立像についても国宝とするような方向付けに尽力いただきたい。

【回答】

山添村西方寺の仏像については立派なものであると認識している。過日も文化庁の職員が現在の状況を見させていただいたと聞いている。

国宝にするかどうかについては文化庁が一元的にやっていることであるが、立派な仏像であるということについては文化庁に申し出をしていきたい。

(尾登文化財保存課長)

平成28年9月定例県議会

代表・一般質問の概要

質問者：中村議員(自民党奈良)

答弁者：教育長

所管：学校教育課

【質問要旨】

○学習指導要領の改訂に向けた取組について

(1) 県教育委員会は、アクティブ・ラーニングをはじめとする学習指導要領の改訂に向けた国の方向性をどのように受け止めているのか。また、それを受け、今後どのような取組を進めていくのか。

【答弁要旨】

平成32年度から実施される次期学習指導要領は、これからの情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、子供が未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることのできるよう、主体的・対話的で深い学び、すなわち、アクティブ・ラーニングの視点からの学習過程の質的改善を目指しています。

特に深い学びに関する昨年度の全国学力・学習状況調査における質問で、「授業では話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりしている」と回答した本県の児童生徒は59.0%であり、全国平均を5.9ポイント下回っています。このような結果から、本県では教員の授業改善が喫緊の課題だと考えています。

そのため、本年度、県教育委員会では、各教科等ごとに研究大会を開催し、学習指導要領改訂の方向性や授業改善について具体的に示すとともに、教育研究所の教育セミナーに参加した約500名の教員に、国立教育政策研究所の講師による「アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善」と題した基調講演を通して、改めて授業改善の必要性を考える機会を設けました。

また、子供の主体的・対話的で深い学びへの転換を図るためには、教員が探究力を持ち、絶えず学び続ける存在であることが不可欠です。そのため、現職教員に対しては奈良教育大学大学院と教育研究所で一体的に研修する制度を確立いたしました。さらに、次世代を担う小学校教員を養成したいと考えています。現在大学3回生に実施しているプログラムを大幅に見直して、来年度入学する県内高校生の2年時から導入し、県内大学と連携のもと、奈良らしい教育が実践できる小学校教員の養成を目指してまいります。

今後とも、これらの取組の充実を図り、教員の資質・能力の向上に努めてまいります。

質問者：太田議員(日本共産党)	答弁者：教育長	所管：学校教育課
-----------------	---------	----------

【質問要旨】

○特別支援学校の充実について

知的障害を教育する特別支援学校は過密状態であり、その改善のためには新しい特別支援学校の設置が必要と考えるがどうか。また、このような現状は特別支援学校の設置に対する基準が存在しないことが大きな要因であり、国に対して特別支援学校の設置基準を設けるよう求めるべきと考えるがどうか。

【答弁要旨】

本県においては、知的障害のある児童生徒数増加への対応と特別支援教育の適正な推進を図るため、平成22年5月に特別支援教育検討委員会を設置し、同年11月には奈良県の特別支援教育の方向性を示す審議のまとめが報告されました。

報告の中では、まず、特別支援教育は、地域に根ざした教育を一層推進することなどの方向性が示されており、現在、インクルーシブ教育のシステムを構築する必要がございますので、地域において障害のある子どもとない子どもができるだけ同じ場で学ぶことができる体制作りを進めています。市町村教育委員会に対しても、このことを踏まえた適正な就学指導を進めるよう、年3回開催しています特別支援教育担当者連絡協議会等を通じて周知をいたしております。

また、特別支援学校の在り方としては、3つの提言をいただいております、複数の障害種に対応した学校の設置、通学区域の見直しを図ること、特別支援学校の分校・分教室を設置するとの提言がなされました。県教委では、提言に従いまして、肢体不自由教育の特別支援学校2校に病弱教育部門を併置しました。また、二階堂養護学校の過密化の解消のため、大和郡山市を奈良東養護学校の通学区域に変更しました。さらに、平成28年4月から県立高等学校3校に高等養護学校の分教室を設置するなどの施策を現在進めているところです。

特別支援学校の新設については、インクルーシブ教育の理念と相反することのないよう慎重に対応してまいりました。現時点では、過密化の解消に向け、平成26年度から県の主要プロジェクトとして、スクールバスの増車・更新、教室不足への対応を実施しております。

さらに、高等学校への分教室設置の拡充や奈良東養護学校高等養護部門の再編により、今後生じる空き教室の利活用に向けた通学区域の変更等についても、検討してまいります。

また、国においては、特別支援学校の設置基準をもたず学校施設整備指針で対応しています。小学校設置基準には、学級の編制は一学級の児童数は40人以下と示されていますが、障害のある児童生徒の障害の程度は個人差があり、単一障害、重複障害での学級認定も毎年一定数でないことから、設置基準を一律に作ることは困難であると考えます。今後は、この整備指針に応じた整備を進め、より一層、特別支援学校の充実に努めてまいります。

【再質問要旨】

先日、地元の小学校の特別支援学級の実態を伺い、一つの障害に対して、8人の児童に対して一人の先生であるが、奈良県では6人の児童に対して一人の先生という充実した体制をとられている。しかし、一人の重度の障害のある児童がいれば、どうしても一人の先生が必要である。このことは、全県的な課題となっていると思う。まず、地域の学校で受け入れる体制、特別支援学級の充実が必要だと考えるがどうか。

【再答弁要旨】

議員お述べのように、生徒の障害の重度化等によって、教員の子どもへの対応が変わることは、十分に承知しているところです。ただ単に、6人1学級や8人1学級という配置だけではなく、実態に応じた教員配置の在り方について十分に今後、研究する必要があると考えています。

【要望要旨】

現在、特別支援学校も大変ですが、地域にある特別支援学級も大変な状況であるので、ぜひ、特別支援学級の充実を図っていただきたい。

質問者：太田議員(日本共産党)	答弁者：教育長	所管：教職員課
-----------------	---------	---------

【質問要旨】

○通級指導教室の充実について

支援を必要とする児童生徒のニーズに応えるため、指導教員の増員や設置数の増加など、通級指導教室の充実を図るべきと考えるがどうか。

【答弁要旨】

通級指導教室に通う児童生徒数は年々増加しており、平成28年度は、県全体で607人となっています。

まず、市町村教育委員会からの開設の要望を受け、県が国に教職員の加配定数を要求をし、その加配定数を活用して、市町村が開設を行っているところです。

県教育委員会では、先ほど申し上げました「奈良県の特別支援教育の方向性」においても、「通級による指導の拡充を図る」ことが示されており、その必要性は十分理解しております。

この方針に沿って、毎年度、文部科学省に通級指導の加配教員増を求めておりまして、平成28年度には国から3名増が認められ、新たに小学校2校、中学校1校に配置をしました。結果、現在、通級指導教室は、11市4町の小学校19校と中学校3校に27教室が開設されております。その内訳は、言語障害等の対応教室が小学校11校15教室、学習障害等の対応教室が小学校9校9教室、中学校3校3教室となっています。

現在、文部科学省は、平成29年度予算の概算要求におきまして、「一億総活躍社会」の実現に向けて、「通級による指導」に必要な教員について、加配定数による措置から対象児童生徒数に応じた基礎定数による措置へ転換をし、指導体制を安定的に確保する方向を打ち出し、全国で890人の改善を求めているところです。

県教育委員会といたしましては、国の動向をいち早くキャッチし、引き続き必要な定数を確保する努力を続けてまいります。また、新たな通級指導教室の開設に当たっては、地域における開設状況、対象児童生徒数の状況などを踏まえ、市町村教育委員会の意向も十分に聞きながら、適正な配置に努めてまいります。

質問者 太田議員(日本共産党)	答弁者 教育長	所管 学校教育課
-----------------	---------	----------

【質問要旨】

○公立学校へのエアコン設置について

設置が遅れている公立小・中学校へのエアコン設置について、市町村だけに任せず、県としても設置を支援すべきと考えるがどうか。また、県の支援が進まないのは、県立高校においてエアコン設置が完了していないことも理由であり、速やかに全ての県立高校へのエアコン設置の計画を策定する必要があると考えるがどうか。高校の空調設備について、今後どのように取り組もうとしているのか。

【答弁要旨】

平成26年4月1日現在の文部科学省調査によると、県内の公立小中学校のエアコン設置率は、図書室や音楽教室などの特別教室はほぼ全国平均並みですが、普通教室では、議員お述べのとおり全国平均を下回っています。

小中学校へのエアコンの設置については、学校の立地条件などもあり、基本的には教育環境の整備に責任を有する市町村の判断に委ねられていますが、県教育委員会としましては、市町村の求めにより随時相談に応じております。さらに県教委では、エアコン設置を希望する市町村に対して国の財政支援などのきめ細やかな情報提供を行うとともに、全国都道府県教育長協議会による予算要望などの各種機会を通じて、財政支援の拡充を国に対して要望しているところです。

また、県立高校のエアコンについては、議員お述べのとおり、14校で育友会等により設置されていますが、県教委では昨年度5校をモデル校として普通教室にエアコンを設置し、本年6月より稼働しているところです。現在、モデル校におけるエアコン導入後の学習環境や生徒の学習状況及び健康状態などに関するアンケート調査等を行っているところであり、その調査結果を踏まえ、エアコンの設置について、検討を進めてまいりたいと考えています。

【再質問要旨】

先ほども答弁にあったように、高校では育友会の負担で空調の設置が完了しているところが33校中14校ということである。私が危惧するのは、格差と貧困が広がっている中、経済力の格差が学校の環境の差になってはいけないと思っているので、育友会任せにするのではなく、学校の責任で全ての高校に早く付けていただくという観点が非常に大事だと思うが、その点をもう一度教育長にお尋ねする。

【再答弁要旨】

5校というのは、育友会で設置されなかった5校をモデル校に指定して、本年6月から稼働してその効果について検証していくということで、ご理解いただきたい。

【要望要旨】

これから検証していくということであるが、先ほども申し上げたとおり、今子供をもつご家庭でも大変な思いをされている方も多いと思うので、その点の支援をお願いします。

質問者：田尻議員(民進党)	答弁者：教育長	所管：保健体育課
---------------	---------	----------

【質問要旨】

○世界的に活躍された奈良県ゆかりのスポーツ選手の指導による学校教育の充実について

オリンピック等で世界的に活躍された奈良県ゆかりのスポーツ選手に、現役引退後、学校教育の一環として指導をお願いし、生徒の技術の向上やスポーツを通じた世界観の習得等に尽力いただくため、現在実施している運動部活動指導の工夫・改善支援事業を充実させるべきと考えるがどうか。

【答弁要旨】

これまで県教育委員会では、平成27年度に近畿2府4県で開催された全国高校総体インターハイのイベントに、オリンピック柔道の金メダリストである野村忠宏選手を招待し、知事との対談による、スポーツのすばらしさ、トップアスリートならではの体験等の熱いメッセージは、高校生や私たちに勇気と希望を与えていただいた。

また、以前にも県高等学校体育連盟と連携し、シクロナイズドスイミング日本代表コーチの井村雅代氏を招聘し、トップアスリート育成も踏まえた高校生の競技力向上について、ご講演いただいた。

このように、世界を舞台に活躍されたトップアスリートや指導者を招聘し、生徒や指導者である教員、特に運動部活動の指導者に対して、指導いただくことは、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、本県スポーツの充実発展のために大変重要なことと認識している。

議員お述べのように、オリンピック・パラリンピック等の国際大会で活躍された奈良県ゆかりのトップアスリートや指導者を招聘し、スポーツの技術指導等を行うことは、生徒や運動部活動指導者等の競技力・指導力向上はもちろんのこと、生徒には世界への可能性を開き、人間力の向上にもつながるものと考えている。県教育委員会では、これまで、運動部活動指導の工夫改善支援事業に取り組んできたが、今後は、「バトンをつなげ!400mリレーフェスティバル」や「世界へ飛び出せ!障がい者陸上タレント発掘イベント」などオリンピックやパラリンピアンを活用した事業を実施している知事部局とも連携を図りながら、本事業の拡充を検討して参りたい。

質問者 大國議員(公明党)	答弁者 教育長	所管 学校教育課
---------------	---------	----------

【質問要旨】

○県立学校の老朽化への対応について

学校施設の老朽化に伴い各学校が抱えている課題をしっかりと把握した上で、計画的に対応していくことが必要と考えるがどうか。特に、学校のトイレについては、災害時の避難場所として地域の住民にも利用されること等を踏まえ、洋式化をはじめとした質の向上が必要と考えるがどうか。

【答弁要旨】

学校施設の老朽化は全国的な課題であり、本県においても、県立学校施設の多くが築30年を超え、老朽化が進行しています。

県教育委員会では、喫緊の重要課題である県立学校施設の耐震化に取り組んでいるところですが、これらの耐震整備工事と併せて、屋上防水や外壁改修などの大規模改修工事を実施しています。また、これ以外にも優先的に対応が必要な箇所や消防設備の改修など緊急を要するものについては、各県立学校長からの要望も踏まえ、随時改修を行うなど施設設備の維持管理に努めています。

学校施設は、生徒の学習の場のみならず、非常災害時には避難所となるなど、その安全性の確保は重要であると認識しています。

今後とも、県立学校施設の耐震化を促進することには変わりはありませんが、各学校施設の老朽化の状況や昨今の教育内容に対応した整備の必要性などについては、県教育委員会自らが調査をするなど把握に努めてまいります。その上で、学校施設の老朽化対策については、国が平成27年4月に示した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」等に基づき検討すべきと考えています。特に、トイレをはじめ県立学校施設の整備にあたっては、これまでからは、各学校での優先順位を踏まえ取り組んでまいりましたが、今後は、生徒の健康面や快適に利用できる教育環境の整備を図るといった観点から検討してまいります。

【再質問要旨】

国から示された長寿命化計画の策定の手引きといったものもあるが、是非とも県教育委員会として、自ら長寿命化計画というものも耐震化と併せて実施してもらいたいと考える。長寿命化計画の策定について教育長のお考え方をお聞きしたい。

【再答弁要旨】

国が示す学校施設の長寿命化計画は、安全面・機能面等様々な観点から施設整備を見直していこうとするものです。

従って、安全面が終われば機能面ということではなく、複合的に安全面・機能面というものを全体的な中でとらえて見直していきたいと考えています。

【要望要旨】

先程、教育委員会自ら調査するという答弁があった。現場は非常に苦勞している。これを言えばこっちは引っ込めるという現状があるが、トイレ・雨漏り等基本的なものについては、教育委員会ですっかりと把握して対応してもらいたい。生徒は古いトイレを一所懸命掃除するが、掃除が終わっても水が流れず溜まっているという。このような生徒の思いを汲んで、是非ともきめ細かな調査をお願いする。

質問者：和田議員(創生奈良)	答弁者：教育長	所管：学校教育課
----------------	---------	----------

【質問要旨】

○主権者教育について

県教育委員会は、将来の日本を担う若者が、主権者として必要な資質を身に付けられるよう、学校での主権者教育はどうあるべきと考えているのか。また、主権者教育を推進するため、今後、学校現場でどのように取り組んでいくのか。

【答弁要旨】

この夏に実施された第24回参議院議員通常選挙における本県の年齢別投票率は、18歳55.51%、19歳47.67%であり、議員お述べのように合計51.63%で、合計において全国平均を4.85%上回り、全国4位という結果となりました。

主権者教育の目的は、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことのできる力を身に付けさせることにあると考えます。

そのためには、自ら課題を見付け、多角的・多面的に考察し、他者と協働して解決しようとする学習活動を展開することが重要であることから、各県立高校では、高校生議会への参加や、奈良を教材として学ぶ「奈良TIME」と名付けた県独自の学習に取り組んでいます。

また、すべての県立高校では、県教育委員会が策定した指導に関する手引きに基づき、三年間を見通した指導計画を作成し、各学校の創意工夫や選挙管理委員会等の協力の下、政治的教養を育む教育に取り組んでいます。その中では、政治の仕組みや選挙の実際を理解するための授業が行われるほか、主体的な社会の形成者を育成するために、様々な課題の発見・解決に向けた探究活動などが予定されています。県教育委員会といたしましては、今後、新たに創設される科目「公共」の指導に活かせるよう、各校の優れた実践事例の普及を図るなど、主権者教育の一層の充実に努めてまいります。

(平成28年10月3日(月)(部局審査)・10月4日(総括審査) 第1委員会室)

平成28年9月

予算審査特別委員会の概要

教育委員会

< 部局審査 >

項 目	ニホンカモシカによる獣害について
質問者	田中副委員長 自由民主党

農林部へニホンカモシカによる獣害について質問した際、農林部では被害状況を把握していないとのことであったが、今朝、農林部より被害報告を受けた。但し特別天然記念物であることから農林部では検討の対象外としているとのことである。文化財保存課の立場で特別天然記念物カモシカの獣害についての考えを聞かせていただきたい。

【回答】

カモシカは特別天然記念物であることから、その取扱いについて注意を要するところである。

県内でカモシカの生息が確認されているのは紀伊山地であり、奈良県・三重県・和歌山県と3県による紀伊山地カモシカ保護地域連絡会議により調査と情報共有を行っている。

平成27年度の生息調査では2,511頭程度生息しているという結果が出ている。

カモシカの食害について、これまで大きな被害報告はなく、詳細な被害状況について、市町村に確認しているが、カモシカによるものか普通のシカ等ほかの生き物によるものかは不明とのことである。

今後頭数制限が必要となる場合には、カモシカの頭数調査と被害状況の把握が必要と考えるが、カモシカの保護管理については文化財保護法だけでなく、鳥獣保護法も関係することから、庁内で今後も検討していきたい。

(尾登文化財保存課長)

吉野地方の理事者から、自然環境保護審議会に被害について伝えて頭数削減を要望しているが、らちがあかないとのことであった。

要望を受けた以上、こういった場でお伝えし、何らかの方向性が見いだせるか検討いただく必要があると考えている。農林部で被害報告があったとのことなので、それも含めて総括で質問したい。

項 目	チーム学校教育の推進について
質問者	田中副委員長 自由民主党

中央教育審議会から「チーム学校」の推進に関わる答申がなされ、「チーム学校」の推進に関わる奈良県の施策の方向性や各学校における現状について教えていただきたい。

【回答】

馳文部科学大臣が、学校教育に地域の力などを含めて、学校の教育力を高めるという「チーム学校」の在り方をまとめた「馳プラン」を出したことについては、承知している。「チーム学校」の推進について、予算要求も含めて、検討してきたところである。

(吉田教育長)

「チーム学校」に関する法律の制定に向け、前向きに検討を重ね、意見書を作成しているところである。

学校で起きているいろいろなことを一人の教員に押しつけるのではなく、学校を一つのチームと捉え、学校全体で考えていくと、様々な事象を適切に解決できると思う。

今後、広く県民に県の取組等を周知して欲しい。

(要望)

項目	キャリア教育について
質問者	池田委員：自由民主党

県内の公立高等学校に美容を目指すコースを設置してほしいという要望について、現在、どのように検討が進んでいるのか。

【回答】

美容に関する人材育成については、昨年秋より、県立学校在学中に美容について学び、早期に資格取得が可能となる仕組みづくりができないか検討してきたところ。
具体的には、奈良県美容業生活衛生同業組合と、美容人材育成に関する連携について協議を行ってきた。協議の結果、同組合立の学校であるル・クレエ橿原美容専門学校と県立二階堂高等学校間で連携協力協定を締結し、両校の連携による美容人材育成を開始する予定となっている。

(深田学校教育課長)

組合としてできるだけだけの支援をすると聞いている。早い段階で実現するよう引き続き取り組んでほしい。

(要望)

項目	学校における自殺予防教育について
質問者	池田委員：自由民主党

若年層の自殺が社会問題となっている。現在、学校における自殺予防のための教育はどのように行われているのか。

【回答】

県教育委員会では、自殺の危険とその対応について、正しい知識を子どもたちに与えることは、自殺予防にとどまらず、生涯にわたる心の健康の基礎づくりとしても大変重要なことだと考えている。

各学校においては、従来から様々な教科や特別活動など、教育活動全体を通じて、子どもたちが命のかけがえのなさなどについての学習や経験を行うことで、命の大切さを感じ、更に、互いにそのことについて話し合うことで、命を大切に作る心を育てる取組を行っている。

また、近年、全国で子どもを対象とした自殺予防教育の試みが始まりつつあり、文部科学省からは、平成26年7月に「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育の手引き）」が発刊され、全小・中・高等学校等に配布された。

しかし、自殺をテーマとした教育は、極めてデリケートな部分があり、逆に予想外の危険な事態、すなわち、子どもの自殺を誘発してしまう等の事態が起きる可能性があるため、十分な準備が必要であると考えている。

そこで、県教育委員会では学校での自殺の予防教育を進めるに当たり、全ての小・中・高等学校、特別支援学校の管理職及び教職員を対象に「子どもの自殺予防」に関する研修講座を実施し、児童生徒の自殺の兆候の早期発見と発見したときの対応方法についての研修を深めるとともに、自殺予防教育のための指導力向上に努めている。

(春田生徒指導支援室長)

今後も、子どもの自殺予防のための取組を継続していただきたい。

(要望)

項 目	奈良少年刑務所の保存と活用について
質問者	山村委員：日本共産党

奈良市般若寺町にある奈良少年刑務所は今年度廃止され、今後、重要文化財として指定をめざし、保存と活用が図られることとなった。明治五大監獄の中でただ一つ現存する貴重な建物であり、後世に引き継がれることは大変喜ばしい。県教委は奈良県の近代化遺産として調査報告書をまとめているが、どのような価値があると認識をしているのか。

【回答】

県教委では、平成23年度から25年度の3箇年をかけて、「奈良県近代化遺産総合調査事業」を実施し、その中で奈良少年刑務所を調査対象とし、非常に重要な建築物であると認識。そのため、重要文化財に指定されることになれば大変喜ばしいことと考える。
(尾登文化財保存課長)

県も価値を認めていて、建物は法務省の管理で、文化財という点では文化庁の管轄となるが、場所は奈良県内であり、また般若寺やその周辺、旧なら北町という観光的にも奈良県の大事な場所である。保存と活用にあたっては、地元の声も反映し、十分な公開の機会を設けると同時に刑務所の歴史的な役割、機能を伝えることが重要と考える。奈良市と協力して、国に意見する際には、その後押しをしていただきたい。

歴史的なことを申し上げますと、この少年刑務所は、戦時中あるいはアメリカ軍の占領下では反戦運動や農民運動など治安維持法などによる弾圧を受けた多くの方々が投獄されていた。水平社運動の創始者の一人である奈良県の西光万吉も収監されていた。県や国の平和や国民主権、生活擁護を主張した多くの先人が苦勞された場所という価値もある。

また、現代でいうと、少年刑務所の更正教育は全国に非常に名高い。質も高く、種類も大変豊富で、再犯率も低い。こうした点も十分後世に伝え活かすことができるように県の支援を求めたい。

(要 望)

項目 奈良公園について
質問者 山村委員：日本共産党

奈良公園基本戦略に基づき、吉城園や高畑裁判所跡地の開発計画が打ち出され、今年中に民間事業者から計画の提案を募集することが発表されている。

奈良公園は国に指定されている名勝地、また、世界遺産となった古都奈良の文化財ということで、歴史的な文化財と自然とが一体となった風致景観に価値があり、これを継承していくことは県の責務である。

民間事業者の計画を選定委員会が選んで決めるということだが、どういうものができるかは不明で、こういうやり方でよいのか納得できていないが、文化財保護法等によりこれまで厳格に守られてきた最も大切にしなければならぬ価値について、文化財保存の立場からどのように対応されるのか。

【回答】

名勝である奈良公園内における整備であるので、教育委員会文化財保存課としても日頃より事業部局と連携して名勝の価値の維持に努めているところである。

(尾登文化財保存課長)

今後、計画案が提出された時点で、教育委員会としてどのように関わっていくのか。

【回答】

名勝としての価値を損なわないという観点から、どういった事業になるかをお聞きするとともに、文化庁との協議もあるかと思われるので、それについても動向を注視してまいります。

(尾登文化財保存課長)

きちんと県としての役割を果たしていただきたいと思う。

(要 望)

また、高畑裁判所跡の庭園について、発掘調査あるいは遺構調査がされていると思うが、結果はどうであり、保護についてどのようにされるのか。部活動は、教員の仕事との関連では、どのように考えられるのか。

【回答】

高畑裁判所跡地の北側平坦地については、庭園の池や平坦地の敷石の当初の築造時期、滝の水源ルートを解明するための追加の発掘調査を27年12月に実施した。

また、南側平坦地は、遺構面の深さを確認し、遺構の保護を図った建築物の設計が行われるように、奈良公園室と協議しているところ。

本年1月28日の奈良公園地区整備検討部会において、アドバイザーとして出席した文化庁調査官からも、遺構を保護するなら全面調査は必要ないとの言質を得ている。

(尾登文化財保存課長)

遺構を保護して、その部分については復元とはならないということか。

【回答】

遺構を保護することが前提となるので、その部分については調査はしないことになる。

(尾登文化財保存課長)

ざっとした計画案を見ると、庭園部分の復元は県がすることになっていたかと思うが、されないということか。

【回答】

近代庭園についてはそのまま維持されると聞いている。

(尾登文化財保存課長)

庭園の部分とホテルの部分、飲食物販の部分と3つからなるようで、それぞれの関係がどのようになるのかはまだわかっていないが、遺構を含め、大切な価値を守っていかれるよう求めておきたい。

(要 望)

項目	十津川高校併設寮の空調設置について
質問者	清水委員：日本維新の会

学生寮を抱えた学校について十津川高校があるが、現在寮に入寮している生徒は、通学者も合わせた全体の何％、または、何人いるのか。

【回答】

十津川高校は、現在、103名の生徒が在籍し、うち、寮に60名入寮している。男子が49名、女子が11名となっている。学年別では1年生21名、2年生22名、3年生17名の計60名となっている。

(香河学校支援課長)

イメージからすると、十津川という土地柄からすると、非常に夏涼しくて冬厳しい寒さというイメージがあるが、実際には学校の位置的な特性であるかもしれないが、県道から下りて川沿いにあり、いわゆる谷の底地に学校があって、非常に夏場暑い状況になっている。

その中で60名が入寮しているが、入寮している学生の内訳として、県内もしくは村内から入寮している者と、県外から入寮し、学校に通っている者の内訳についてお教えいただきたい。

【回答】

入寮者の内訳で、県外出身と県内出身というデータについては持ち合わせいないため、確認して後ほどご報告させていただく。

(香河学校支援課長)

現地に行ったときに感じたことであるが、学校の教室も含めて空調対策を当然のことながら学生の日常を含めてきちんとやらないといけない。

特に寮の中は、場所からいうと県道側から下にあるため、窓をずっと閉めた状態であり、空気が抜けない。窓も開けて寝られない状態の中で、寮生活をしている。まして、学校の中で約6割の方が入寮されている訳であるが、通学者されている方については別途、先ほど藤野委員のいわれた学校の中での教室のことであるので、それはそのような(藤野委員の質問に対する答弁)対応をしていただきたい。

ただ、入寮されている学生が、普段朝起きて夜寝て、次のことも考えて、やはり1日のサイクル、1か月のサイクルの中で、自分が過ごす部屋が暑くて勉強も出来ないということでは、通学されている方以上に負担がかかっていると考えられるが、今後の方針について教育長にお伺いしたい。

【回答】

正直に申しあげて、十津川高校については、児童・生徒の減少によって、2クラス、80名の学校からどんどんと子供の数が減っていく現状の中で、学科をどのようにするのか、工芸コースの設置をしたが、全国的な公募をどのようにするのか、と言った教育の中身についてはいろいろな検討をしてきたところ。

ハードについては、委員が言われるように、特に寮については、快適な環境を子供たちに提供する必要があるということは十分認識している。

十津川高校については、私も見に行き、学校の教員配置も含めて、総合的に今後の対応を検討していきたい。

(吉田教育長)

ぜひとも積極的な改善を要望する。

(要望)

項 目 県立高校の空調について

質問者 藤野委員：民進党

県立学校の空調設備については、今議会の代表質問でも質問されていた。私も過去に本会議や文教くらし委員会の中で質問したが、育友会等による設置が14校、今県でモデル校として取り組んでいるのが5校ということである。

今議会の答弁で、アンケート調査を実施しているとのことであるが、調査の内容についてお聞きする。

【回答】

モデル校5校についてアンケート調査等を実施しているが、これは、昨年度導入前の調査を実施し、今年度導入後の調査を行っているもの。

調査の内容は、学校に対しては、保健室の利用状況を問うている。今年度上期の利用者数、その理由等について問い合わせをしている。教員には、授業中やホームルームなどにおいて、生徒が集中して授業を受けることができているかどうか、また、授業計画に沿って授業を進めることができたかといった点を調べている。生徒へもアンケートを考えており、授業を受けるにあたって、暑さのために気分が悪くなったことがあったかどうかや、集中して授業を受けることができていたかどうかということ問い合わせしている。

(香河学校支援課長)

昨年の文教くらし委員会の中でも申し上げたが、今回モデル校5校に設置されたが、既に育友会等で14校に空調設備が設置されている。一番初めに設置されたところは、もうかなり年数が経過しており、生徒の様子や学校側の見解というのは十分に分かっていると思う。

いつも言っているが、モデル校を設置して、アンケート調査を取って、もう一回検討して設置かどうか動くというスピード感の無さというのは、ちょっと考えものだと思う。

また、育友会等で設置したところと、今後行政が取り組みを進めるところの整合性も検討しなければならない。この点について、現時点で答えられるなら答えて欲しい。

【回答】

既に高等学校14校で育友会等によりエアコンが入っているが、これらは全てリース契約で設置されている。各学校ごとに契約しているので相手方も多くなっており、契約の内容も色々分かれている。今後の検討の中で、県費で空調を設置していくということになると、リース契約している部分との公平性というのも当然課題であると認識しているところ。

既に他県でも、先にリース契約があった後に県費で設置されている例もあり、その場合の育友会等の切替の例というものも調べているが、奈良県の場合でいうと、契約の内容がかなり分かれており、もう少し工夫が必要だと考えている。

負担の公平性については、モデル校の検討と併せて検討してまいりたい。

(香河学校支援課長)

今の育友会等による設置はリース契約ということで、その整合性をどうやって取っていくかについて去年から色々話をしている。モデル校の対応でもう少し時間がかかるということだが、そろそろ結果を出してもいいのではないかなと思う。

また、先ほども言ったとおり、育友会等で一番初めに設置してから数年経過しているので、学校の対応や生徒たちの感想などを含めて、十二分に県教委は認識されていると思う。したがって、より早くこの整備をお願いしたい。

(意見・要望)

項 目	教育委員会内の組織編成について
質問者	藤野委員：民進党

10月1日付けで教育委員会事務局内の組織編成を行われたが、どのような改革のための編成なのか。

【回答】

本年3月末に、昨年度4回にわたる総合教育会議での議論を踏まえ、本県教育の最上位指針として「奈良県教育振興大綱」が策定された。

県教育委員会として、「奈良県教育振興大綱」に掲げた多様な取組をより効果的に早期に推進するため、10月より教委企画管理室企画法令係を「教育政策推進室」として組織編成したものの。

「教育政策推進室」では、「奈良県教育振興大綱」の推進や実行に向けた取組の進行管理に関することとして、グローバル教育、郷土教育、ICT教育及びインクルーシブ教育の推進や、県立高校の適正規模、適正配置の検討、就学前教育、実学の連携推進など、学校教育課等を中心とする取組の進行管理と、各課・室及び教育研究所の取組の点検・評価などを進めていく。

今後、当室において、知事部局の地域振興部教育振興課と連携を図り、重点的に取り組むべき県教育委員会の施策の企画立案や事業の進行管理を担い、実践と振り返りを繰り返しながら、奈良県教育の振興及び充実に努める。

(荒木教育次長)

大綱にもとづいて取組を行っていくための改革であるというが、教育課題に効果的に取り組むための改革と認識している。教育課題解決に向けての思いをあらためて教育長に伺いたい。

【回答】

体力や学力など教育に関する様々な統計データを整理する際には、各課での処理は限界がある。体力と学力の相関関係などの観点から分析する必要がある。

次に、実学や就学前教育等を推進するためには、幼稚園・保育所、大学等との連携が大事になってくる。

また、次世代教員の養成については、県内大学の他に、教育研究所、教職員課など、教育委員会内部でも課の連携が大事になってくる。このような課の連携を促進・充実させるために「教育政策推進室」を設置して有効に機能させたい。

(教育長)

組織編成については、教育長の思いは承った。知事部局にもわたることなので、総括で知事にも質問したい。

< 総括審査 >

項 目	教育委員会事務局内の組織編成について
質問者	藤野委員：民進党

行政内部が連携し、教育の充実を図るため、教育政策推進室が設置されたが、教育の取組を実行していくためには、部局間等の連携や情報の共有が大切であり、予算を含めた知事部局の教育支援が欠かせない。様々な教育課題解決に向けた取組の充実に対して知事の見解をお伺いしたい。

【回答】

教育振興大綱は知事が主体的に策定できることになった初めての教育政策参画であると考えている。

従来は教育委員会が主導して、地域の教育課題を解決していたが、私学、大学、保育は教育委員会の管轄外であったため、それらを一緒に検討していこうと教育振興（に係る）課がスタートして数年になる。

今後は、教育政策推進室も知事部局の教育振興課とともに2つの中心地で大綱の実行をしていくという大きな役目がある。教育委員会には、義務教育中心に教育の課題を改善してもらいたいと考えている。

今後、教育振興大綱の中心課題と考えているのは、実学教育、就学前教育、私学の役割、障害者の生涯にわたる教育などである。

大綱の実践のために教委が組織を強化してやるといってくれているので、それを1つの軸としてすすめていきたい。

(知事)

いじめ、不登校、学力、規範意識、学習意欲の低下など様々な教育の課題があるが、奈良県は近畿府県と比較してもカウンセラーなど、教育の人員配置が少ないと言われている。

今後も、教育的予算を重視していただきたい。

(要望)

(平成28年10月14日(金)(部局審査)・10月17日(総括審査) 第1委員会室)

平成28年9月

決算審査特別委員会の概要

教育委員会

< 部局審査 >

項目	小・中学校の校外学習について
質問者	亀田委員 自由民主党

各学校で実施している校外学習の行き先は、どこでどのように決めているのか。

【回答】

小中学校の校外学習の行き先については、学校単位で決めている。
(深田学校教育課長)

明日香村にキトラ古墳壁画体験館が先月末にオープンした。約1300年前の壁画が発見された、世界的にも価値が高い史跡であり、この壁画体験館を校外学習として利用することはいいことではないかと考える。県教育委員会から積極的にキトラ古墳や高松塚などの資料館を見学して歴史を学ぶことを進めていけばいいと思う。御意見があれば伺いたい。

【回答】

校外学習を進める際の効果的な施設について、学校教育課から週報を通じて、活用を推奨している。キトラ古墳壁画体験館についても盛り込んでいきたい。
(吉田教育長)

項目	和服に関する指導について
質問者	亀田委員 自由民主党

中学校技術家庭科において、和装、着物の着付けを取り扱うことができると認識しているが、県内の家庭科の授業で着付けの授業が行われているのか。

【回答】

確認のうえ、委員にお伝えする。
(深田学校教育課長)

奈良県の売りが伝統的な文化や歴史ということであれば、日本の伝統文化である着物についての教育に積極的に取り組んではどうか。

(要望)

項 目	全国中学校総合体育大会について
質問者	亀田委員 自由民主党

平成31年度に近畿圏で開催される全国中学校総合体育大会について、本県で開催される種目等の情報について伺いたい。

【回答】

平成31年度の全国中学校総合体育大会は、県単独開催ではなく、近畿でのブロック開催となる。本県での開催種目は、相撲、サッカー、新体操の3競技である。
(吉田保健体育課長)

全国中学校総合体育大会が開催される際には、全国から中学生が多く参加されることと思うが、できることと、できないことはあると思うが、宿泊も本県で泊まっていたらいいよう、中学校体育連盟、各専門部と連携し、参加選手の心に残る大会となるよう取り組んでいただきたい。

(要望)

【回答】

現在、開催地の選定等、奈良県中学校体育連盟で協議しているところである。
(吉田保健体育課長)

項目 教員の勤務実態とストレスチェックの実施状況について

質問者 宮本委員：日本共産党

教員の多忙化が指摘され、各種調査で教員の多忙化が報告されている。奈良県での勤務実態はどうなっているのか。

また、昨年12月からストレスチェックの実施が義務付けられているが、学校においてストレスチェックや医師による面接指導はどのように実施されているのか。

【回答】

小中学校教員の多忙化については、OECD調査をはじめ、各種報道等でも指摘されているところ。本県でも、今年度、県独自の調査を行ったところであり、現在結果を分析中である。今後、調査結果を活用して、教員の多忙化解消策を検討してまいりたいと考えている。

ストレスチェックについては、労働安全衛生法により、50人以上の事業所については義務付け、50人未満の事業所については努力義務とされているところ。県立学校においては、教職員数50人未満の学校も含め、全校でストレスチェックを実施している。結果については、各個人にフィードバックして、メンタルヘルス不調の予防に活用していただく。また、今後、統計データを活用して、所属ごとの集団分析等を行うことで、職場のさらなる環境改善につなげていく予定である。なお、市町村立学校のストレスチェックについては、市町村教育委員会の所管となるが、50人未満の学校も含めて、全校での実施を働きかけている。

また、医師による面接指導については、ストレスチェックにおいて、高ストレスと判定された者のうち、本人が希望する場合等に受けられることとなっている。今年度については、現在、本人からの希望の申し出を受け付けているところ。

(塩見教職員課長)

労働法制上は、時間外労働の場合には、一定の基準を超えると、管理者から面接指導を勧められていたと思うが、その認識はあるか。

【回答】

医師の面接指導は、労働安全衛生の管理として、時間外従事時間が月80時間以上の実人数や勤務実態を点検して、疲労の蓄積を認められる教職員については、当該教職員の申出を受けて実施することとなっている。

(塩見教職員課長)

本人からは面接指導の希望を言い出しにくいので、管理職からの声かけが必要と考える。一方で、管理職の勤務時間が長いという実態がある。定数改善やクラブ活動のあり方、報告書作成のあり方など全体的に考えていくべきではないか。

【回答】

教員の多忙化については、中学校と高校では、部活動の指導が一番長い。部活動の指導のあり方について、週1回のノ一部活デーを強く発信していくことを考えている。また、「学校に長くいることが良く、早く帰ることが悪い」という風潮の見直しをすべきと考えている。管理職が学校にいる時間が11時間になっていることについては、管理職自らが勤務時間をしっかり認識しながら、率先して教職員に対して勤務管理をしていくことが大事なことを考えている。今後、勤務実態調査から見えることをいかに合理化していくか、具体的に発信していきたい。

(吉田教育長)

教員の多忙化について、ノ一部活デーの週1回の徹底や勤務時間を管理職が率先して捉えていくとの答弁であり、重要なことだと思う。その上で、教員の定数をきちんと確保していくことを国に求めていくことが大事である。勤務実態調査も、教育委員会が行うものと教職員組合が行うものでは答えやすさが異なるので、各種の実態調査結果を参考にして、今後の取組に生かして欲しい。

(要望)

項目	学校給食について
質問者	今井委員 日本共産党

中学校給食の現状と実施率について伺いたい。

【回答】

平成27年度末において、県内の公立中学校104校のうち、学校給食を実施している学校は92校で、実施率は約88%となる。

本年度は、9月に香芝市・広陵町で中学校給食が開始された。また、奈良市も本年度中の中学校給食の実施を予定しており、本年度末には合計99校となり、実施率は約95%となる予定。

未実施の大和高田市が平成29年度、田原本町が平成30年から31年度にかけて中学校給食を実施するという報告を受けている。

(吉田保健体育課長)

アレルギー食が必要な児童・生徒数について伺いたい。

【回答】

アレルギー対応については、昨年度、県教委が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応指針」に基づいて対応している。

県内の公立学校における食物アレルギーを有する児童生徒数については、平成26年度時点の調査では、小学校2761名、中学校793名、特別支援学校小学部30名、中学部46名で、合計3630名となり、この数値は学校給食を食べている児童生徒総数の約3.8%である。

(吉田保健体育課長)

大和高田市、田原本町が実施されれば、100%となるのか。

【回答】

大和高田市と田原本町が実施すれば、100%となる予定。

(吉田保健体育課長)

弁当を持参している児童生徒数はどれほどか。

【回答】

弁当持参によるアレルギー対応を行っている児童生徒数は、平成26年度では、小学校で137名、中学校で19名。

(吉田保健体育課長)

自校方式とセンター方式の状況はどのようになっているのか。

【回答】

平成27年度では、自校式で給食を提供している学校数は150校、センター方式は134校。

(吉田保健体育課長)

項目	不登校児童生徒の現状と取組について
質問者	今井委員 日本共産党

全国的に見て、奈良県の不登校児童数は多い状況と聞いている。また、不登校児童生徒にはスクールソーシャルワーカーの支援等が必要と考えるが、新聞記事によると奈良県のスクールソーシャルワーカーの配置数は少ないようである。奈良県のスクールソーシャルワーカーの配置等の状況について伺いたい。

【回答】

文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果では、本県の不登校児童生徒数は、国公私立の小学校で353人、中学校で1,207人で、前年度に比べ小学校で20人、中学校で73人減少。1,000人あたりで見ると、全国と比較し、小学校で全国が3.9人に対して本県が4.8人、中学校で全国が27.6人に対して本県が29.5人となっており、昨年度より減少しているものの、全国的に見ると依然、高い数値となっている。

スクールソーシャルワーカーについては、2名を市町村教育委員会へ、1名を県立学校に派遣。加えて、今年度新たに「生活支援アドバイザー」として、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカー4名を、県教育委員会に待機させ、全県的な視点で迅速に子どもを支援するため、生徒指導担当指導主事とともに、学校や市町村教育委員会に派遣し、課題の解決に向けた助言や子どもの支援体制確立に向けたコーディネートを行い、スクールカウンセラーや福祉関係機関等と連携しながら、広域的に子ども、家庭及び学校の支援を行っている。

なお、新聞記事については、スクールソーシャルワーカーの配置人数を記載したもので、配置時間数で算出したものでないことをご理解願いたい。

(春田生徒指導支援室長)

重点課題に関する評価に、不登校の問題等も指標に取り入れることを検討していただきたいと思うが、教育長のお考えはどうか。

【回答】

不登校等の教育課題については見える化をして、県教育委員会として解決に向けた努力をしたい。

(吉田教育長)

項目 世界遺産の保護及び世界遺産上空での航空機の飛行について

質問者 今井委員：日本共産党

奈良県には3つの世界遺産があり、さらに飛鳥藤原京の宮都とその関連資産群も現在登録を目指しているということであるが、世界遺産保存のために文化財保存課でどのような取り組みを行っているか伺いたい。

【回答】

世界遺産をどのように守っているかということについては、文化財保護法等の法的関係でどのように守られているかは既に意を配っているところ。

また、文化財保護については文化財保護指導委員を委嘱し、従来より定期的に巡回いただき、きっちりと保護されているか報告をいただいているところであり、法、条例に基づいて世界遺産を守るということに努めて参りたい。

(尾登文化財保存課長)

世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画が27年3月31日に策定されており、今お話いただいたように世界遺産を守るために活動されているということだが、基地祭で自衛隊のブルーインパルスが平城京、東大寺の上空を飛行するという問題があり、世界遺産上空をそのようなものが飛行するべきでないと思うが、世界遺産保護の観点からどのように考えるか。

【回答】

世界遺産上空を飛行する航空機の関係について、墜落事故による文化財の毀損等を防ぐことも含めて航空機の飛行高度が法令により規制されている。

航空法第81条および同施行規則第174条で航空機の最低飛行高度を定めており、これによると人又は家屋の密集しているところでは300メートル、それ以外のところでは150メートルとされている。なお、法第81条のただし書きでは最低高度以下での飛行を許可制としているが、許可申請の審査基準において有形重要文化財指定建造物の上空を低空飛行することについては認めていない。

こういった規定により、航空機墜落による重要文化財建造物の毀損については防止措置が図られていると認識している。

(尾登文化財保存課長)

300メートルや150メートルというところかなり低空かと思うが、それ以上の規制はないということか。

【回答】

当然、奈良市内においては人又は家屋の密集する区域であり、300メートルより低いところで飛行することは認められていないということになる。

(尾登文化財保存課長)

どれぐらいの高さなのかはまた別のところで確認したい。

項目	不登校児童生徒の対応について
質問者	梶川委員・創生奈良

不登校児の件だが、市部には適応指導教室があって郡部には無い。市部と町村部とでは不登校児への対応に差があるのではないかと思うので、聞かせてほしい。

【回答】

現在、県内の適応指導教室は、12市1町に設置されている。
教育研究所としては、適応指導教室のあり方について、平成23年、24年に県の実態に即したモデル研究に取り組み、現状に適した適応指導教室の奈良モデルをリーフレットを作って市町村に示した。ところが、その後、なかなか広まっていない実情がある。

平成26年度から「適応指導教室担当者連絡会」を立ち上げ、その教室を設置している市町はもちろん、未設置の町村に対しても参加を呼びかけて、設置を推奨するとともに、不登校児童生徒への各市町村における教育相談等の取組の充実に向けた情報提供と支援に努めているところである。

昨年度から教育研究所では、これまでの来所教育相談・電話教育相談に加えて、不登校児童生徒で困っておられる家庭へ直接訪問する相談、また、教育研究所内に子どもたちの居場所を設置して、簡単なスポーツや、自主学習をとおして、学校復帰や社会的自立につなげられるよう取り組んでいるところである。

県教委として、今後も国の動きも踏まえながら市町村の取組への支援を含め、児童生徒の不登校の解消に向けて取り組んでまいりたい。

(西上教育研究所副所長)

項目	県費負担講師と市町村費負担講師の割合について
質問者	川田委員・日本維新の会

県内の小中学校における講師の割合はどうなっているのか。

【回答】

県立学校においては、県で講師を任用している。小中学校においても、県で講師を任用している。平成28年4月1日現在で、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校すべてにおける講師率は11.7%である。この講師率には、市町村費負担講師は含まれていない。

(塩見教職員課長)

市町村費負担講師と県費負担講師を比較したいので、市町村費負担講師と県費負担講師の人数の割合を教えてください。

(要望)

項目	小中学校における教職員の駐車場確保について
質問者	川田委員：日本維新の会

小中学校の教員が困っていることとして、駐車場の確保の問題があると聞いている。車は通勤だけでなく、子どもの見守りなど準公用車的な役割を果たしており、駐車場の確保が必要だと考えるが、県教育委員会としてどのような意見をもっているのか。

【回答】

学校の所在地の交通の便、緊急時の児童生徒の対応、緊急時の家庭訪問などの対応等で、学校の敷地内を駐車場に使用していることは把握している。全体の状況は把握していないが、学校周辺で駐車場の確保が容易なところとそうでないところがあり、状況が一律でないと認識している。平成26年5月の調査では、学校運営に支障のない限度で、駐車場の使用を認めているケースがほとんどである。

(塩見教職員課長)

駐車場使用を認めているケースもあるが、法律上は目的外使用となる。車を学校の敷地内に駐車して目的外使用となり、認められずに訴えられているケースもある。先生方は本当に夜遅くまで頑張っていただいている。単なる通勤のためだけでなく、公用車として利用するという事で行政財産の目的内と認めるなど、環境整備をお願いしたい。

(要望)

項目	特別支援学級に関わる加配について
質問者	川田委員：日本維新の会

特別支援学級の加配の人数が少ないという意見をよく聞く。児童生徒の人数が少なくても障害の状況によっては対応が難しい場合があり、児童生徒の実態調査を実施し、増員を検討していただきたい。

【回答】

特別支援学級の編成基準は、国では児童生徒8名に対して1名だが、奈良県はさらに2名引き下げて児童生徒6名に対して1名を配置し、国よりも手厚く配置している。

(塩見教職員課長)

児童生徒の実態によっては人数が少なくても対応できない場合があり、実態調査を実施して格差が出ないようにしてほしい。

(要望)

【回答】

数字だけで配置することには疑問を感じている。子どもの実態に応じて配置していく必要があると考えている。

(吉田教育長)

項 目	使用料及び賃借料の内容について
質問者	川田委員：日本維新の会

決算書の使用料及び賃借料について、教職員人事管理費、教育推進費ほか、いろんなところで出てくるが、家賃とか含まれているのか、内容を伺いたい。

【回答】

手元に資料がないので確認してご報告する。

(中村教育次長)

これは教育委員会だけでなく全体に関わる問題だと思うが、賃料を支出して、民の方に払っていると限った場合、その支払調書を税務署に提出しているのか。でないと税務署は所得の把握できない。

香芝市でも問題があった。出していないものがたくさんあって調べたら所得の把握ができてなかった。

税金を取る側の行政団体がお金を払っているにもかかわらずその所得を税務署がわからないということは徴収する側の義務としてはあってはならない。

そのへんは手元に資料がないということで徹底的に調べていただいて、出てたらいし出てなかったら改善しなければならないので、またご報告いただきたい。

(要望)

項 目	高校授業料無償化に関するPTAからの要望状況について
質問者	川田委員：日本維新の会

日本維新の会では、大阪でも私立高校まで高校授業料無償化が進んだが、奈良県でもそういった意見をよく聞く。

PTAから教育委員会に要望が出ていると思うが、その状況はどうか。

【回答】

公立高校については、就学支援金制度が始まり、所得制限を設けた上ではあるが、実質的には授業料が無償化になっている状況である。

今課題になっているのは、私立高校についてということかと思うが、私立高校については知事部局が所管となる。

(香河学校支援課長)

地域振興部の次長が出席されているので聞いてよいのかと思って質問したのだが、どうか。

【回答】

地域振興部次長を併任しているが、文化行政を担当しており、教育振興課の所管はしていないため、ご理解を願いたい。

(及川教育次長)

項目	ICT整備について
質問者	川田委員：日本維新の会

ICT整備の計画策定は進捗しているか。

【回答】

教育用のコンピュータの整備率は7.5人/台となっており、全国平均の6.4人/台より1人/台多い。校務用のコンピュータの整備率は、69.7%で、全国最下位となっている。このような状況を踏まえ、来年度予算を要求し、率の改善を図りたい。

(深田学校教育課長)

全国平均に達するためには、どれぐらいの額が必要なのか。

【回答】

手元がないので、後日、川田委員にお知らせする。

(深田学校教育課長)

コンピュータの整備については、計画的に措置しないとイケない。全国平均以上にするためには、計画が必要である。早急に計画を示して欲しい。教育委員会の不用額の実態を踏まえ、予算に計上していくべきと考える。

【回答】

全国平均に達することを目標に進めている。単年度だけでは難しいので、生徒用のコンピュータについては一括契約により整備を進め、教員用のコンピュータについても整備の計画を立てたい。

(吉田教育長)

速やかに進めていただきたい。

(要望)

項目	運動部活動における外部指導者の派遣について
質問者	川田委員：日本維新の会

部活動の指導者の多忙化を解消し負担の軽減を図るために、外部指導者の派遣等について、以前に取り組みを進めると教育長答弁をいただいているが、現在どのような状況か伺いたい。

【回答】

県教育委員会では、部活動の指導について、専門的な指導ができる指導者がいない学校に対して、要望のあった学校に対して、外部指導者を派遣する事業を実施している。本年度は、中学校に19校20部、高等学校は、14校20部から要望が有り、計33校40部に対して外部指導者を派遣している状況である。

(吉田保健体育課長)

外部指導者の派遣については、全ての学校に対して、周知しているか。

【回答】

年度当初に、中学校においては、市町村教育委員会を通して周知している。

(吉田保健体育課長)

外部指導者派遣による効果について、また伺いたい。

項目	県立高等学校の制服等の契約方法について
質問者	川田委員：日本維新の会

制服は購入することが、義務化されている。制服の代金は、一般会計に入っているのか。5年の契約ということであるが、長期継続契約を締結しているのか。

【回答】

制服等は各校の保護者が購入するものであり、学校独自に契約を行っている。

(荒木政策推進室長補佐)

地方自治法では、義務を課す場合は、法令の根拠による必要がある。制服の方がいいという保護者が多いのは聞いているが、一業者に絞ってよいのか。随意契約は公正性と経済性と透明性、機会の均等を与えていく必要がある。これは徹底的に見直すべきである。

【回答】

平成16年度に学校の統合を行ったときのまま、学校、業者にまかせるという方法を踏襲してきた。教委としても指導性を発揮すべきだと考えている。

(吉田教育長)

時間がかかることではないので早急をお願いしたい。

(要望)

項目	小学校の電子黒板の設置について
質問者	川田委員：日本維新の会

小学校の電子黒板は、学年数に基づいて各学校に設置されている。各学年の学級数は、学校によって違う。1学級しかなければ常に使用できるが学級数が多ければ、十分使えない。電子黒板は学級数に基づいて設置すべきではないのか。

【回答】

当時、国の交付金を使い、県が市町村教育委員会の要望をとりまとめて電子黒板を設置した。県が一律に学校に設置したわけではない。当時はまだ電子黒板があまり普及していなかったので学校間に温度差があったように思う。

市町村教育委員会も電子黒板、ICT機器の整備についてどのようにしていくべきかを考えているので、今後進んでいくと思われる。

(吉田教育長)

市町村教育委員会に任せるのではなく、学校現場の教員の声を聞いてほしい。

(要望)

項目	サマータイムについて
質問者	川田委員：日本維新の会

教育委員会訓令で勤務時間を早めたが法令的には問題があり、また、ワークライフバランスは個人の生き方の問題なので、来年度からは見直すべきだと思うが、教育長の考えを聞きたい。

【回答】

フレックスに対する職員の勤務状況等も把握しながらどのように検討していくのかを考えてまいりたい。

(吉田教育長)

教育長の訓令でだされているので、しっかりと見直しについて検討いただきたい。

(要望)

項目	県立高等学校の制服等の価格見直しについて
質問者	猪俣委員：民進党

県立高等学校の制服の価格についてどうとらえているか。

【回答】

県立高校の制服は、各学校が独自にデザインや機能性などを考えて決めているところ。価格についても、開校当初にデザインも含めて複数の業者の提案の中から最もその学校に適したものを選んでいく。それ以降は同じ業者が販売を行っている例が多いと聞いている。

(荒木教育政策推進室長補佐)

最高と最低どれくらいの価格か。

【回答】

2万3000円から6万円弱である。

(荒木教育政策推進室長補佐)

貧困の状況であっても、学ぶ機会は均等であるべき。その際に6万円近くするというのは高すぎる。県教委で、契約の方法について見直し、契約の年次を決めるように学校に働きかけるべきであると考え。また、制服に意味があることは理解しているが、体操服なども結構高額であると聞いており、指定する形でいいのか。

【回答】

制服を購入するのは保護者であり、保護者の声を受け止める必要がある。制服の方がいいという保護者も多いと聞いているが、値段について、保護者の声を聞いて対応すべきと考える。

体操服についても、PTAと直接協議したり、学校でも協議いただいて丁寧に対応していきたい。

(吉田教育長)

契約について、期限を決めない形の契約を継続すべきではないと思っているがいかがか。

【回答】

ある一定の年数で見直しを図るのは大切である。全保護者へのアンケートをとって検討している学校もある。各学校にそのようなことを指導していきたい。

(吉田教育長)

公立高校入学ときに諸経費が10万円以上かかると聞いている。実態を把握することが必要。

各学校の諸経費とその契約方法や期間についての一覧を作成して提供していただきたい。

(要望)

項目	県立工業高校における備品整備について
質問者	猪奥委員 民進党

県立工業高校における備品整備の実態や今後の対応はどのようなものか。

【回答】

専門高校には、地域の産業を担うスペシャリストの基礎を培うことが期待されており、指導方法の改善と併せて、時代に応じた最先端の技術教育を踏まえた施設・設備の整備が重要と認識している。

委員お述べの工業高校の備品整備の充実は、既存の機器のメンテナンスや更新をベースにしながら、時代に即した最先端の機器の導入もバランスよく行うことが大切である。最近では、26年度に測量機器やショベルカー等を購入し、27年度にロボット制御実習装置や液体クロマトグラフ等の最先端機器を新規に導入した。今年度も、王寺工業にレーザー加工機の整備や実習用コンピュータの全面更新を計画している。並行して、計画的な修繕・メンテナンスを行い、実習機器の安全性・精密性の維持を図ってまいりたい。

各学校に配備した備品については、随時、学校に現況確認をしながら修繕・メンテナンスが必要なもの、更新が必要なものに分けて状況を把握している。これらのうち、修繕・メンテナンスが必要なものについては、年次計画を作成し、対応を進め、更新や新規導入が必要なものについては優先順位を定め、順次予算化しているところ。

今後も、専門高校に学ぶ生徒が、それぞれの興味・関心のある分野で技術や技能をしっかりと身に付け、社会で活躍できるよう、必要な備品の整備を進めてまいりたい。

(深田学校教育課長)

年次計画のもと、各校の意見を聞いて整備に取り組んでいると認識している。奈良県教育振興大綱にも非正規の就業者がOJTを受ける機会が少ないことが示されているが、この実態を踏まえ、職業訓練の機会としても、工業高校・実業系高校の設備の整備が必要と考える。

(要望)

項目	電力調達の入札について
質問者	猪奥委員 民進党

奈良県は教育に関してお金があまりないんだという実態があると思うが、2年ほど前の決算委員会で、県立高校の電気代を入札にかけるべきではないかということをお聞きした。その時は、ひとつひとつの学校で入札をするのは、なかなか難しいということであった。では、県教育委員会として一括で入札されたらどうかという提案を申し上げたら、現状できていないが検討するといった返事だったと思うが、今の現状について教えて頂きたい。

【回答】

先の電力自由化を受け、教育委員会において県立学校の電力調達の契約の手法について検討を進めてきた。準備が整ったことから、平成27年8月の契約に向け、同年5月に県立高校、特別支援学校分について一括して入札を行い、新電力会社が落札した。

平成27年8月から契約を始め1年が経過し、この間の実績と関西電力の単価をもとに算定した額との比較をしたところ、県立高校、特別支援学校を合わせて約4千3百万円、約16%の節減効果があったと試算されたところ。

現在の契約期間は平成29年3月31日までとなっているので、今後は、4月以降の契約に向け、入札の準備等を進めてまいりたい。

(香河学校支援課長)

年間4千3百万円ということは、かなりの節減ができたということであるので、成果として非常に大きいのかなと思う。来年度も入札に向けて取り組みを進めていただければということだが、こういったノウハウをそれぞれの市教育委員会にも連絡いただければ、こういった手法もあるというアナウンスをしていただければと思う。

(要望)

< 総括審査 >

項目	県立高等学校の制服等の価格見直しについて
質問者	猪奥委員：民進党

公立高校の制服の価格は、学校、PTAで決めており、2万円から6万円までの差があると聞いている。これは、制服導入の際に、随意契約で決定したままであることが多いとのこと。教育長には、入学時に購入の必要がある学用品の値段や契約方法について調査を行い、一覧表を作成していただくことを依頼した。制服の値段の大小、契約の在り方について知事の考えをお伺いしたい。

【回答】

以前、自身が海保で制服改革に取り組んだことがある。発注の仕方では値段はずいぶん違うという感覚を経験上もっている。
学校現場でもすぐに今までの流れを変えるのが難しいと推察するため、県教委が間に入って発注の仕方なども指導していただけたらいい。
できるだけ着やすく値段の安い制服をお願いしたい。

(知事)

繊維の値段は下がってきているのに、制服以外の鞆、体操服などの学用品も含めると、10万円もの支出を強要されるのは公教育の在り方としておかしい。教職員の多忙化も問題になっているので、制服業者とのやりとりを学校単位で行うのは無理がある。保護者に納得感をもって購入していただくために、調査と物品購入の際の指針を県教委から提示する必要がある。調査をすぐさま行い、方向性を示すべきと考えるがいかがか。

【回答】

調査については、知事部局が所管する私立高校も含めて調査したい。保護者の負担を下げるために、必要な経費負担を下げる研究を私学も含めてしてまいりたい。

(知事)

私学も含めてぜひ調査研究していただき、学校がものを買うときの指針を県教委から発信していただきたい。

【回答】

値段の差があることは承知した。現場の先生は忙しいので、調達の理想的な方法をどのような形で実現するかも含めて研究の対象としたい。

(知事)

できれば春までに、次のステップ（指針作成）へ進めていただくことをお願いする。
(要望)

文教くらし委員長報告

文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

予算審査特別委員長報告

予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る九月二十八日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成二十八年度奈良県一般会計補正予算（第一号）」、「平成二十八年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算（第一号）」、「平成二十八年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計補正予算（第二号）」、「平成二十八年度奈良県水道用水供給事業費特別会計補正予算（第一号）」及び条例並びにその他の議案について、議会の役割である審査・監視機能等の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事者の出席のもと、四日間にわたり鋭意調査並びに審査を行ったところであります。その経過と結果の概要につきまして、以下順次申し述べることにいたします。

議第七十七号の平成二十八年度一般会計補正予算案については、各般の県政課題へのより一層の取組推進や、その他緊急に措置を必要とする経費について追加計上されました。

その内容は、まず、「観光の振興」については、観光オフシーズンとなる冬期の宿泊観光客の増加に向け、昨年度に続き来年一月開催予定の「奈良大立山まつり」について、参加伝統行催事や「あつたかもんグランプリ」の拡大、シャトルバスの増便などを図り、更に魅力あふれるまつりにすることとされました。また、県内で捕獲された野生鳥

獣を活用した「ならジビエ料理」PRキャンペーンを展開し、有害鳥獣対策と観光資源の涵養の両立を図ることとされました。

次に、「医療の充実」については、このたび配分があった国交付金を活用して地域医療介護総合確保基金を積み増し、これを原資として、急性期病床等から回復期病床への転換を行う民間医療機関を支援することとされました。また、平成三十年の開院に向けて整備を進めている新奈良県総合医療センターに近接する県有地において、民間活力を活用し、職員宿舎や院内保育所等の整備を進めることとされました。

さらに、「福祉の充実」では、障害福祉施設や児童養護施設等における防犯対策を強化するため、県立及び民間の施設へ防犯カメラや非常通報装置等の設置を図ることとされました。

「学びの支援」では、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の充実を図るため、国の委託事業を活用し、「奈良県版就学前教育プログラム」の策定を進めるとともに、アドバイザーの配置や養成を行うこととされました。

「文化の振興」では、歴史文化資源を核とした文化・芸術振興の拠点づくりに向け、「(仮称)奈良県国際芸術家村」構想を着実に推進し、施設整備に向けた取組を進めるとともに、歴史文化資源として活用する未指定文化財の情報収集等の先行的なソフト事業に取り組むことと

されました。

このほかの施策分野におきましても、国交付金の活用による道路及び河川・砂防施設等の整備促進、より効率的な運営に向けた県営水道及び市町村水道の連携方策の検討、災害発生時の広域避難場所となる馬見丘陵公園への蓄電池付きソーラー街路灯の設置、定例県議会の中継放送への手話通訳の導入に向けた対応等を進めることとされました。

次に、債務負担行為については、「奈良まほろば館」の建物賃貸借契約の更新や登美学園・筒井寮の建替整備にかかる基本・実施設計の実施、(仮称)登大路バスターミナルの整備をそれぞれ進めるため、設定及び変更を行うこととされました。

議第七十八号奈良県営競輪事業費特別会計補正予算案については、平成二十九年度から新たに五年間の包括外部委託契約を締結するため、債務負担行為の設定を行うこととされました。また、議第八十一号奈良県立病院機構関係経費特別会計補正予算案については、新奈良県総合医療センターに近接する県有地へ職員宿舎等を整備することとし、議第八十二号奈良県水道用水供給事業費特別会計補正予算案については、県営水道及び市町村水道の連携方策の検討を行うこととされました。

次に、残余の議案、すなわち、議第八十三号から議第八十五号及び

議第八十八号から議第九十一号については、条例の改正、農業研究開発センター整備事業ほか二事業にかかる請負契約の締結または変更、県道路線廃止について必要な措置を講じられたところであります。

以上審査の結果、議第七十七号については、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

また、残余の議案、すなわち、議第七十八号、議第八十一号から議第八十五号、議第八十八号から議第九十一号及び報第二十六号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

なお、報第二十号から報第二十五号及び報第二十七号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望、意見の開陳がありましたが、理事者の答弁により概ね了承されました事項については、本報告で申し上げることを省略することとし、なお、次に列挙する事項については、この実現を強く要望するものであります。

- ― 新規イベントの創出だけでなく、県内の伝統ある行事や芸術についても、その継承・発展の支援に努められたいこと。
- ― 自殺対策について、これまでの取組を検証のうえ、早期に県自殺対策計画を策定し、有効な施策の推進に努められたいこと。
- ― 地方独立行政法人奈良県立病院機構の厳しい経営状況を踏まえ、県は、県立病院機構が取り組む抜本的な経営改善に当たり必要な指導を実施されたいこと。
- ― 奈良マラソンについては、地域ぐるみで大会を盛り上げていただいていることから、さらにこれを後押しするよう奈良市及び天理市と協力し、テレビ放映時間の延長など、情報発信の充実を図られたいこと。
- ― ニホンカモシカによる農林業の被害について、その状況を把握したうえで、被害軽減の対策を検討されたいこと。
- ― 大和川流域の総合治水対策は、外水対策に加え、内水対策が重要であることから、市町村と連携のもと、支川毎の状況を踏まえた内水対策の推進に努められたいこと。
- ― いじめ、不登校など様々な教育課題に対応できるよう、スクール

カウンセラー等の職員の充実に努められたいこと。

以上、要望するものであり、これをもって予算審査特別委員会の報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

